

北中道社会福祉協議会

会 則

(北中道地域集会所運営委員会会則付則)

北中道社会福祉協議会則

第1条（名称）

この会は、北中道社会福祉協議会と言う。

第2条（事務所の所在地）

この会の事務所を、大阪市東成区中道4丁目4番26号
北中道地域集会所（別称 北中道会館）内に置く。

第3条（目的）

この会は、北中道地区における各種団体相互間の連絡を密にし、
地域社会福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条（事業内容）

この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、企画、連絡調整普及および助成。
- 2、 保健衛生、社会教育を目的とする事業との連絡。
- 3、 共同募金事業への協力。
- 4、 福祉募金に関する事業。
- 5、 区社会福祉協議会との相互の連絡および事業の調整
- 6、 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第5条（会員）

本会は、北中道地区内の次の者を会員とする。

- 1、 住民。
- 2、 社会福祉関係の団体および施設。
- 3、 本会の目的達成のため必要な団体および、趣旨に賛同し、理事会にて承認された団体および企業、個人。

第6条（経理）

本会の経費は会費および各種補助、助成金、寄付、事業収入等をもってこれに当たる。

第7条（理事および評議員）

この会に次の理事（役員）および評議員を置く。

会 長	（ 理 事 ）	1 名
副会長	（ " ）	若干名
会 計	（ " ）	1 名
理 事	（ " 各役職者を含む）	15名～20名
監 事	（ 評 議 員 ）	2 名
評議員		必要名

第8条（理事および評議員の選任と職務）

本会の会長は理事会で選出または互選し、評議員会（総会）に推薦する。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3、会計は、会計事務を処理する。
- 4、理事は、会務にあたり執行運営にあたる、そのため各、会務に必要な理事をおき職務を分担する。
- 5、監事は、毎年1回以上会計を監査する。
- 6、評議員は、本会を構成する各団体から推薦された者の中から理事会が会員の代議員と認めた者を会長が委嘱し、会の運営上重要な事項につき会員の代議員として審議する。

第9条（理事、以後役員と称す、および評議員の任期）

この会の役員及び評議員の任期は4月1日から翌々年の3月31日の2年間とする、但し再任を妨げない、欠員により補欠された役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（役員会）

この会の業務の決定は役員会で行う。

- 1、役員会は会長が招集し、議長には会長が当たる。
- 2、役員会は役員総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない、但し代理権委託届けをもって出席とする。
- 3、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする、但し代理権委託届け1通は1票とする。

第11条 評議員会（総会）

この会の年度は、毎年4月1日より翌年3月31日としその年度ごとに役員会は下記事項について評議員会（総会）を開き、会員の代議員なる評議員会の審議を受け、議決、承認を受けなくてはならない、また、緊急、重大な案件が生じた時は臨時に評議員会（臨時総会）を開くことができる、なお、開催、議決方法は役員会の方法に準ず。

- 1、事業計画および予算に関する事。
- 2、事業報告および決算に関する事。
- 3、会則の変更。
- 4、理事、（役員）および評議員の選任。
- 5、その他、会の運営、業務に関する重要事項。
- 6、評議員会の報告、議案、決議等は記録し、評議員2名の立ち会いにより署名捺印を受けて保存する。なお、立会人は議長が指名する。

第12条（顧問、相談役）

この会に顧問、相談役をおくことができる。

顧問、相談役は役員会、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。

第13条（部会および委員会）

この会に部会又は委員会をおくことができる。

- 1、部会又は委員会は専門的な事項についてこの会の運営に参画する。
- 2、部会および委員会に関する規定は別に定める。

第14条（会則の変更）

この会則を変更しようとするときは、評議員会または、臨時評議員会を開き、評議員会の議決方法に準じて変更ができる。

附則

この会則は、平成18年 月 日より施行する。

北中道地域集会所運営委員会会則

第 1 条 (名称と所在地)

本会は北中道地域葉会所(別称北中道会館)運営委員会と称す。本会の事務所は、大阪市東成区中道4丁目4番26号の本集会所内に置く。

第 2 条 (目的と事業)

本委員会は北中道社会福祉協議会の下部組織として本集会所の管理、運営にあたる。

本集会所は地域のコミュニティーセンターの集会所とし各種集会や地域振興、教育の向上、親睦に利用するとともに、地域の福祉のネットワーク事務所、高齢者の食事サービスなど福祉活動に利用、また、地域の慶弔の行事に使用する。

本委員会は本葉会所の使用にかかわる規約細則を定める。

第 3 条 (委員と役員)

本委員会は常任理事と理事をもって構成する。

本委員会の委員長は北中道社会福祉協議会の会長が兼任し、協議会理事および評議員より委員長が常任理事および理事を選出する。

役員を下記の通りに置く。

委員長	1名	(常任理事)
副委員長	若干名	(")
会計委員	2名	(")
会計監事	2名	(")
総務委員	若干名	(")

第 4 条 (役員の仕事と任期)

役員の仕事は次のとおりとする。

委員長は管理運営および役員選出と本集会所に関する業務のすべてを統括する。

副委員長は委員長を補佐する。

会計委員は本集会所に関する会計を司る。

会計監事は会計監査を司る。

総務委員は運營業務に従事する。

本委員会役員及び常任理事・理事の任期は4月1日より2ケ年とする、但し再任を妨げない

補欠により就任した場合は前任者の残存期間とする。

第 5 条

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 条

運営委員会は必要に応じて開催する。

第 7 条

事業予算、決算報告は運営委員会に提出し、承認を得るものとする。

第 9 条

本委員会の経費は本集会所使用料および寄附金をもって当たる。

第 10 条

本運営規約の改正および本規約に定めなき事項が発生した場合は運営委員会に提出し承認を得る。

第 11 条

本規約は平成11年4月1日より実施する。